

狭山市立第一学校給食センター更新事業
実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び意見に対する回答

狭 山 市

平成19年2月27日

- ・ 狭山市立第一学校給食センター更新事業の実施方針及び要求水準書（案）に関して、平成19年2月2日（金）から平成19年2月9日（金）までの間に受け付けた質問及び意見に対して回答したものです。
- ・ 質問及び意見は、原則として原文のまま掲載しています。ただし、項目及び記載位置については、市で整理しています。
- ・ 本回答については、現時点での考え方を示したものであり、今後変更する可能性があります。最終的には入札関連書類に基づいてください。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 実施方針に関する質問

NO	頁	1	1-1	(1)	1)	項目等	質問内容	回答
1	1		1-1		5)	* 運営業務	大規模修繕の機器修理又機器の耐久年数毎の更新は市の負担との考えでよろしいですか。	お見込みのとおりですが、提案段階に大規模修繕、更新のご提案も提出願ひ、それらを評価対象とする予定です。
2	1		1-1	(7)		事業者の収入	委託料の中に固定料金と変動料金で構成、変動料金は提供食数に応じて調理人件費とつたわっていますが、委託料に連動するような食数の上限・下限はどのくらいの食数を想定していますか。	入札関連書類に記載します。
3	2	1	1-1	(5)		事業期間終了時の措置	事業期間終了後の委託の継続について、何かお考えはありますでしょうか。	現時点では、一旦、終了するものとお考えください。
4	2	1	1-1	(6)	2)	本施設の建設業務	築山をどこに移設するのでしょうか、また現状の築山と同じように復旧するのでしょうか。	柏原小学校の校庭内を予定しています。施設概要については、入札関連書類に記載します。
5	2	1	1-1	(6)	2)	建設業務	築山移設等の関連工事について工事概要をご教示ください。	事業予定地での撤去及び柏原小学校校庭内での新設となります。新設される施設概要については、入札関連書類に記載します。
6	3	1	1-1	(6)	1)	厨房機器・食器等の調達及び設置業務	給食配送車の調達業務につき、事業開始時に調達する車両の費用は、維持管理及び運営業務の対価として支払われることになるの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	3	1	1-1	(6)	1)	厨房機器・食器等の調達及び設置業務	給食配送車の調達業務につき、事業期間中配送車両を買い換えることになるかと思いますが、当該費用についても、維持管理業務及び運営業務の対価に含まれることになるのでしょうか。この場合、車両入れ替えの費用も含め提案時に見積もった金額が運営期間にわたって平準化して支払われることになるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	3	1	1-1	(6)	2)	建設・工事監理業務	建設業務にかかる近隣対応業務については、貴市の事前の近隣住民への説明が十分に行われ、かつ理解を得られていることが大前提であると考えます。現段階における近隣住民への説明の進捗状況、住民の理解度合いについて具体的にご教示願います。	更新事業の実施概要については、説明済みです。なお、詳細な道路拡幅等について、今後、説明予定としております。
9	3	1	1-1	(6)	2)	建設・工事監理業務	所有権を設定するにあたっての不動産取得税は非課税との認識で差し支えないでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	3	1	1-1	(6)	3)	給食配送車の調達業務	SPCは配送業務を構成員又は協力企業に委託し、委託先にて給食配送車の調達を行う形態が一般的だと考えますが、給食配送車の調達をSPC自体が行わなければならないのでしょうか。	SPCが給食配送車を所有する必要はありません。
11	3	1	1-1	(6)	3)	厨房機器・食器等の調達及び設置業務	本項に含まれる業務のうち、配送車の調達業務にかかる費用については委託料の固定料金、それ以外の調達業務にかかる費用は施設の整備に係る対価として割賦料に含まれるとの解釈でよろしいでしょうか。	給食配送車の調達は、その所有をSPCに義務付けるものではありません。入札関連書類において、運営業務の一環と位置づけ、運営業務に対するサービス対価とします。それ以外の調達業務に係る費用は、施設整備に係る対価となり割賦料に含まれます。
12	3	1	1-1	(6)	5)	注	・維持管理及び運営業務に係る光熱水費は、本市が実費を負担する。」とありますが、これは「施設の完成・引渡し後」か、「本設のインフラ接続後」か、どちらと考えれば良いですか？ 前者の場合は、維持管理及び運営業務に係る開設準備の水光熱費も事業者負担。」と考えますか？	施設引渡し前までは、事業者負担です。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 実施方針に関する質問

NO	頁	1	1-1	(1)	1)	項目等	質問内容	回答
13	3	1	1-1	(6)	5)	注	・建築物、建築設備等に係る大規模修繕については、本市が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲から外すものとする。」とありますが、調理設備等の更新が事業期間中に必要とした場合、その費用が市の負担と考えればよろしいですか？	お見込みのとおりですが、提案段階に大規模修繕、更新のご提案も提出願ひ、それらを評価対象とする予定です。
14	3	1	1-1	(6)	5)	大規模修繕の範囲	「ここでいう大規模修繕とは、……、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう」とありますが、設備には、厨房機器も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、提案段階に大規模修繕、更新のご提案も提出願ひ、それらを評価対象とする予定です。
15	4	1	1-1	(6)	5)	運営業務	貴市の実施する業務としてPFI業務対象範囲から外されるものとして 給食費の徴収管理がありますので念のため確認なのですが、本事業の建設一時金、割賦料及び業務委託料については貴市による給食費徴収額の多寡と全く関係ないものとして、サービスの水準が保たれている限り均等かつ継続的に支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	4	1	1-1	(7)		事業者の収入	建設一時支払金については、入札説明書公表の段階で、あらかじめ確定額が示され、その後金額の変更は行われなとの理解でよろしいでしょうか。	基本的には、変更がないものと考えておりますが、変更の必要が生じた場合の対応については、実施方針意見NO 15をご参照ください。
17	4	1	1-1	(7)		事業者の収入	建設一時支払金には設計及び開業準備に係る対価は含まれないのでしょうか。	入札関連書類に記載します。
18	4	1	1-1	(7)		事業者の収入	建設一時支払金支払いの予定日についてご教示願ひます。	入札関連書類に記載します。
19	4	1	1-1	(7)		事業者の収入	建設一時支払金の金額はいつ公表されますか。 また、公表された建設一時金は確定した金額として増減しないものでしょうか。	前段：入札関連書類に記載します。 後段：実施方針質問NO 16をご参照ください。
20	4	1	1-1	(7)		事業者の収入	建設一時支払金は施設整備完了後支払われることとなっておりますが、支払われる時期について貴市にて想定している時期をご教示願ひます。	入札関連書類に記載します。
21	4	1	1-1	(7)		事業者の収入	あらかじめ定める額を建設一時支払金として」とありますが、どれくらいの金額を想定されているのでしょうか。ここで公表されない場合、いつ頃公表されるかご教示願ひます。	入札関連書類に記載します。
22	4	1	1-1	(7)		事業者の収入	建設一時支払金には国庫補助金が含まれているかと思いますが、その増減に起因する資金調達コストの変動リスクは、市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針意見NO 15をご参照ください。
23	4	1	1-1	(7)		建設一次支払金	建設一次支払金はどの程度の金額を想定されていますか。もしくは金額の算定基準等、金額を類推できる資料をご提示下さい。	入札関連書類に金額を記載します。
24	4	1	1-1	(7)		事業者の収入	あらかじめ定める額を建設一時支払金として、施設整備完了後、事業者に支払う」とありますが、想定されている金額がありましたら御教示下さい。	入札関連書類に金額を記載します。
25	4	1	1-1	(7)		事業者の収入	割賦料の支払い、平成22年度より平成36年度まで(15年間)との理解でよろしいでしょうか。また、要求水準書(案)P4に、サービス購入費は年4回に分けて支払うとあることより60回の元利均等方式となるとの理解でよろしいのでしょうか。	詳細は、入札関連書類に記載しますが、当初1年間割賦支払いの据置きを想定しています。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 実施方針に関する質問

NO	頁	1	1-1	(1)	1)	項目等	質問内容	回答
26	4	1	1-1	(7)		事業者の収入	平成21年度中は割賦料の支払いは行わないと読めますが、いわゆる「据置き期間」との理解でよろしいのでしょうか。その場合、「据置き期間」を設定する理由につきご教示いただければと存じます。	前段：お見込みのとおりです。 後段：本市の財政支出計画に基づきます。
27	4	1	1-1	(7)		事業者の収入	割賦利息の計算期間の始期は、施設の引渡し日よりとの理解でよろしいでしょうか。	引渡しの2営業日前を予定しています
28	4	1	1-1	(7)		事業者の収入	割賦料には、一時支払金を除く施設整備費と当該整備費に係る消費税分より成る割賦元本、及び割賦支払いに係る金利支払額が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	4	1	1-1	(7)		事業者の収入	割賦料の第1回支払いの予定日をご教示願います。	入札関連書類に記載します。
30	4	1	1-1	(7)		金利変動	提案から竣工日までの金利変動について、これを勘案して割賦料の額を改定するとありますが、勘案とは具体的にどのような内容でしょうか。	基準金利の確定を指します。
31	4	1	1-1	(7)		事業者の収入	委託料の第1回支払い予定日をご教示願います。	入札関連書類に記載します。
32	4	1	1-1	(7)		事業者の収入	給食配送車の調達は維持管理及び運営の対価としての委託料のうちの固定料金として支払われますが、固定料金は予め配送車の入替費用を加えた金額設定となるのでしょうか。配送車の入れ替え費用を踏まえた固定料金の算出方法をご教示願います。	給食配送車の調達は、その所有をSPCに義務付けるものではありません。入札関連書類において、運営業務の一環と位置づけ、運営業務に対するサービス対価とします。
33	4	1	1-1	(7)		委託料	人件費とありますが、SPCが職員を雇用する必要がありますか。SPCとしては人件費としてではなく、各構成員又は協力企業への業務委託費という形で費用が発生する場合は多いと思いますが、それら費用に関する説明として理解して良いのでしょうか。	お見込みのとおりです。
34	4	1	1-1	(7)		事業者の収入	運営の対価は、固定料金と変動料金にて構成されておりますが、その内訳を事業者より提案することは可能でしょうか。	ご意見として承り、詳細は、入札説明書に記載します。
35	4	1	1-1	(7)		事業者の収入	維持管理業務または運営業務に係るサービスが市の定める要求水準を下回ったことに起因してサービス対価を減額する場合、施設整備に係るサービス対価も当該減額の対象となるのでしょうか。	対象としない予定です。
36	4	1	1-1	(8)		事業スケジュール(予定)	施設引渡しの予定日をご教示願います。	設計・建設期間終了期日(平成21年6月末日)を予定しています。
37	4	1	1-1	(8)		事業スケジュール(予定)	平成19年2月2日に行われた実施方針等に関する説明会において、特定事業の選定・公表の手続きが予定より遅れる可能性もある旨ご説明がありましたが、もし遅れた場合、以降のスケジュールも変更となるのでしょうか。	基本的なスケジュールには、変更はないものと考えています。
38	4	1	1-1	(8)		事業スケジュール(予定)	施設引渡し日」と「運用開始日」はそれぞれいつごろを想定されていますでしょうか。	施設引渡し日 設計・建設期間終了期日(平成21年6月末日)を予定しています。 運用開始日：平成21年9月1日を予定しています。
39	4	1	1-1	(8)		事業スケジュール(予定)	施設引渡し日とはどの時期を指すのか、ご教示願います。また、設計・建設期間から、運用開始日までの期間は、開業準備期間との理解でよろしいでしょうか。	前段 設計・建設期間終了期日(平成21年6月末日)を指します。 後段：お見込みのとおりです。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 実施方針に関する質問

NO	頁	1	1-1	(1)	1)	項目等	質問内容	回答
40	4	1	1-1	(8)		事業スケジュール	施設引渡日はいつの予定ですか。	設計・建設期間終了期日(平成21年6月末日)を予定しています。
41	8	2	2-1			募集及び選定の方法	予定価格については公表されるのでしょうか。また、公表されるとした場合、それはいつの時点になるのでしょうか。	入札関連書類公表時に公表を予定しています。
42	8	2	2-1			募集及び選定の方法	資格喪失等により落札者と事業契約が締結できなくなった場合、あらかじめ選定した次点交渉権者と契約締結の協議を行うこととなるのでしょうか、あるいは再入札等により事業者を再選定することとなるのでしょうか。	次点交渉権者を定めた場合は、その状況によりこの者と随意契約をする場合もあります。
43	8	2	2-2	(1)	5)	事業者の募集手続等	予定価格は公表する予定でしょうか。	入札関連書類公表時に公表を予定しています。
44	9	2	2-2	(2)	5)	入札説明書の公表及び配布並びに入札説明書に関する説明会の開催	現地見学会の開催予定はございますか。	入札関連書類公表後に開催します。
45	9	2	2-2	(2)	6)	入札説明書等に関する質問の受付及び公表	この箇所では質問回答は1回だけのように見えますが、実際には8ページの「募集及び選定スケジュール」に記載の通り2回行なわれるという理解でよろしいでしょうか。	2回実施する予定です。
46	9	2	2-2	(2)	7)	入札及び提案書の受付	入札予定価格はいつ頃公表されますか。	入札関連書類公表時に公表を予定しています。
47	9	2	2-2	(4)		落札者を決定しない場合	「入札参加者がいない等の理由により」とありますが、入札したグループが1グループとなった場合はこの規定に当てはまるのでしょうか。また、「等」とはその他にどのような事態を想定しているのでしょうか。	前段 該当しないものと考えます。 後段 入札参加資格を満たしていない場合や要求水準の未達成の場合が想定されます。
48	9	2	2-3	(1)		入札参加者の構成等	構成企業と協力企業の詳細な定義をご教授願います。(出資の有無、重複参加の可否など)	別紙1をご参照ください。
49	9	2	2-3	(1)		入札参加者の構成等	運営業務を行う企業が必ずしも構成員にならなくてもよろしいでしょうか。	構いません。
50	10	2	2-3	(1)		各業務実施企業の参加資格要件	各業務として、設計、工事監理、建設及び維持管理、運営があげられていますが、それ以外の業務、例えば調理機器の調達 設置、プロジェクトマネジメント並びにファイナンシャルアドバイザー等については構成企業とすることはできないのでしょうか、また、可能な場合に必要な参加資格はあるのでしょうか。	前段 調理機器の調達 設置は、建設業務に含まれます。その他については、構いません。 後段 2-3(3)入札参加者の制限に該当しないことが求められます。
51	10	2	2-3	(1)		入札参加者の構成等	設計、工事監理、建設、維持管理及び運営の各業務のいずれも受託せず、出資のみを行う企業も構成企業となるのでしょうか。	構いません。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 実施方針に関する質問

NO	頁	1	1-1	(1)	1)	項目等	質問内容	回答
52	10	2	2-3	(1)		入札参加者の構成等	設計、工事監理、建設、維持管理及び運営の各業務のいずれも受託しない企業が代表企業となることは可能でしょうか。	可能です。
53	10	2	2-3	(1)		入札参加者の構成等	出資要件については入札説明書において公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
54	10	2	2-3	(1)		入札参加者の構成等	「構成企業」と「協力企業」は、SPCへの出資を伴うか否かの相違であるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
55	10	2	2-3	(1)		入札参加者の構成等	ここでいう「参加表明書の提出時」とは、「2-2-(1)募集及び選定スケジュール」の「平成19年8月初旬/資格審査書類、入札及び提案審査書類の受付締切」時のことを指すとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
56	10	2	2-3	(1)		入札参加者の構成等	代表企業若しくは構成企業から業務を請け負う者は、協力企業にあたらないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
57	10	2	2-3	(1)		入札参加者の構成等	入札参加企業又は代表企業若しくは構成企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業として参加表明書に明記することとなっておりますが、構成企業及び協力企業の定義（出資の有無、SPCからの直接発注の有無等）を明確にご教示ください。	別紙1をご参照ください。
58	10	2	2-3	(1)		入札参加者の構成等	「構成企業」と「協力企業」の違いをご教示願います。	別紙1をご参照ください。
59	10	2	2-3	(1)		入札参加者の構成等	「協力企業」は、入札参加者ではないとの理解でよろしいでしょうか。	別紙1をご参照ください。
60	10	2	2-3	(1)		入札参加者の構成等	代表企業が資金調達などを行い、業務にあたらない場合、「協力企業」で参加表明することでよろしいでしょうか。	代表企業が建設や運営業務を実施しない場合においても、資金調達だけではなく、事業全体のとりまとめを行い、責任を持って実施する重要な役割を担うことが期待されると考えます。また、代表企業は、SPCへ出資することが条件となることから、ご質問にあるような形態では、参加できません。
61	10	2	2-3	(1)		入札参加者の構成等	本項でいう「構成企業」と「協力企業」の違いについてですが、どちらも複数のグループに参加することが禁止されており、実質ひとつのグループに参加している企業という意味では同様と考えられます。 「構成企業」と「協力企業」の差がありましたらご教示願います。	別紙1をご参照ください。
62	10	2	2-3	(1)		構成員、協力企業	構成員と協力企業の違いとして、SPCへの出資の有無は関係ないという理解でよろしいでしょうか。	別紙1をご参照ください。
63	10	2	2-3	(2)		各業務実施企業の参加資格要件	「設計、工事監理、建設及び運営の各業務に…」の文中に「維持管理」が含まれておりませんが、何か理由があるのでしょうか。	入札関連書類において維持管理を追加します。
64	10	2	2-3	(2)		各業務実施企業の参加資格要件	「それぞれ、〃〃〃の要件を満たすこと」に「」が含まれていない理由をご教示願います。	入札関連書類において を追加します。
65	10	2	2-3	(2)		各業務実施企業の参加資格要件	建設業務を行う者について、経営事項審査の評点による資格制限は設けないとの理解でよろしいでしょうか。	本市の平成19・20年度の入札参加資格審査により、建築一式でAランクにある者を参加資格要件の一つとしています。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 実施方針に関する質問

NO	頁	1	1-1	(1)	1)	項目等	質問内容	回答
66	10	2	2-3	(2)		各業務実施企業の参加資格要件	事業契約締結後において、SPCから直接業務を受託または請負うものより、さらに第三者が業務の全部または一部を受託または請負う場合、当該企業は本入札における参加資格要件等を満たす必要はなく、入札参加者及び協力企業の制限を受けないとの理解でよろしいですか。	詳細は、入札関連書類に記載します。なお、ご質問にあるSPCから直接業務を受託等する者からの再委託等により、さらに別の者が業務を行う場合の取扱いについては、その業務が本事業の主たる業務ではない場合はお見込みのとおりですが、主たる業務を実施する場合は、制限を受けるものとお考えください。
67	10	2	2-3	(2)		各業務実施企業の参加資格要件	SPCに対する出資のみを行う企業、若しくは本項に規定のない業務を受託する企業がグループの構成企業となる場合は、2-3 (3) の参加資格要件を満たせば足りるとの解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
68	10	2	2-3	(2)		各業務実施企業の参加資格要件	各業務に主として当たる者の資格として、は満たしてなくてもよろしいでしょうか。	入札関連書類において を追加します。
69	10	2	2-3	(2)		各業務実施企業の参加資格要件	各業務実施企業の参加資格要件の内、実績に関しては、平成9年4月以降に着手した」との規定がありますが、着手したとは契約締結したということと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
70	10	2	2-3	(2)	c	各業務実施企業の参加資格要件	HACCP対応施設に対する相当の知識とは具体的にどの程度の知識を想定されているのか、具体的にご教示願います。	HACCP認証施設又は HACCPの概念を取り入れ 学校給食衛生管理の基準 (文部科学省)、大量調理施設衛生管理マニュアル (厚生労働省) に基づいて 学校給食センター等、集団調理施設の設計を行うことができることを指します。要件確認に際しては、2-3 (2) e) に関する書類により確認するものと想定しております。
71	10	2	2-3	(2)		各業務実施企業の参加資格要件	工事監理業務を行う者についてはHACCPに関する知識を有しているか否かは参加資格要件としないとの解釈で差し支えないでしょうか。	かまいません。
72	10	2	2-3	(2)		各業務実施企業の参加資格要件	HACCP対応施設に対する相当の知識を有していること。」とありますが、参加資格要件の確認をどのように行うのかご教示願います。	HACCP認証施設又は HACCPの概念を取り入れ 学校給食衛生管理の基準 (文部科学省) 若しくは 大量調理施設衛生管理マニュアル (厚生労働省) に基づいて、学校給食センター等、集団調理施設の運営業務を行うことができることを指します。要件確認については、NO70をご参照ください。運営業務を行う者のうち、給食調理業務を行うものについては、2-3 (2) d) に関する書類により確認することを想定しています。また、給食配送・回収業務を行う者は、上記の見解により実施できる書類 (業務委託仕様書、HACCP関連資格保有者を有することを証する書類又は他者の指導監督の下に実施する業務実施体制表など) を提出して頂くことを想定しています。
73	10	2	2-3	(2)		各業務実施企業の参加資格要件	学校給食センター等集団調理施設又は調理施設を有する学校等の工事監理の実績につきまして、実績は、現在施工中の物件を実績に含むのでしょうか。	含まれます。
74	10	2	2-3	(2)		参加資格要件	「入札参加者及び協力企業のうち、設計、工事監理、建設及び運営の各業務に～ (省略)～それぞれ、の要件を満たすこと」とありますが、維持管理業務に主として当たる者及び要件 についての記載が漏れているという理解でよろしいでしょうか。	入札関連書類において を追加します。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 実施方針に関する質問

NO	頁	1	1-1	(1)	1)	項目等	質問内容	回答
75	10	2	2-3	(2)		参加資格要件	上記については記載漏れという前提で、以下の質問を提出させていただきます。 各業務実施企業の参加資格要件として、各業務に主として当たる者は、それぞれ、の要件を満たすこととありますが、例えば、維持管理業務において、2社が維持管理業務を分担する場合、主たる業務を担当する企業が要件を満たせばよいという理解でよろしいでしょうか。なお、主たる業務とは、給食施設特有の「厨房機器当保守管理業務」「厨房に関する環境衛生業務「清掃業務」と理解しています。	前段：お見込みのとおりです。 後段：維持管理業務の主たる業務は、建築設備・厨房機器等保守管理業務及び環境衛生・清掃業務が該当するとお考えください。
76	10	2	2-3	(2)		参加資格要件	各業務に主として当たる者とありますが、主としてとはどのような意味でしょうか。	設計業務は、本施設等の設計業務。建設・工事監理業務は、本施設の建設業務、本施設の工事監理業務。維持管理業務は、NO75参照。運営業務は、給食調理業務、給食配送・回収業務とします。
77	10	2	2-3	(2)		参加資格要件	各業務を行う者に求められる実績やHACCPに対する相当の知識を有することを証するためにどのような資料の提出が求められますか。	NO 72をご参照ください。
78	10	2	2-3	(2)		参加資格要件	維持管理業務と給食調理業務を行う者の実績に関しては平成 9年 3月以前に遡った実績でもよろしいでしょうか。	維持管理業務については、構いませんが、給食調理業務を行う者については、平成9年 4月以降の実績を参加資格要件に加え、入札関連書類に追記します。
79	10	2	2-3	(2)		入札……	資金調達、SPCマネジメント業務、厨房機器・食器等の調達及び設置など行う企業の参加資格要件として登録は必要ないと解釈してよろしいでしょうか。	必要ありません。
80	11	2	2-3	(2)		参加資格要件	c.の記述中にある「学校等」とは公立・私立を問わないとの理解で宜しいでしょうか。また、幼稚園や保育園は含まれないのでしょうか。	公立・私立の別は、問いません。幼稚園・保育園は含まれません。
81	11	2	2-3	(2)	b	建設業務を行う者	平成19・20年度入札参加資格は、いつ頃確定しますでしょうか。	H19年度 4月以降となります。
82	11	2	2-3	(2)	c		学校給食センター等集団調理施設とありますが、特別養護老人ホームの集団調理施設では、施工実績として該当しますかお聞かせください。	施工実績として該当するものとします。
83	11	2	2-3	(2)		参加資格要件	公用若しくは公益的施設の定義についてもう少し詳細にご説明お願い致します。	公用施設は、庁舎、宿舍とします。 公益的施設は、公営住宅、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設及び更生保護施設とします。
84	11	2	2-3	(2)		参加資格要件	維持管理業務を行う者の参加資格要件における業務実績は厨房機器の保守管理業務を行う者に対する資格要件でしょうか。その他の維持管理業務（建築物や建築設備の保守管理、警備保安業務等）を行う企業にも同様の実績が求められますか。	厨房機器の保守管理業務を行う者に加え、建築設備の保守管理を行う者が対象となります。警備業務については、対象外とします。
85	11	2	2-3	(2)		参加資格要件	公用若しくは公益的施設の定義を教えてください。具体的にどのような施設が対象となりますか。	NO83をご参照ください。
86	11	2	2-3	(2)		参加資格要件	厨房設備付帯の公用若しくは公益的施設における維持管理業務の実績が求められると理解してよろしいでしょうか。それともあくまで施設の一部である集団調理施設のみに関する維持管理業務の実績が求められますか。	前段：厨房設備を有する公用若しくは公益的施設における維持管理業務の実績が対象となり、厨房設備に関する業務が含まれることが必要です。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 実施方針に関する質問

NO	頁	1	1-1	(1)	1)	項目等	質問内容	回答
87	11	2	2-3	(2)		維持管理業務を行う者	b. 「公益的施設」の定義をご教示下さい。私立の教育施設や民間の医療施設も含まれるのでしょうか。	NO80、83をご参照ください。
88	11	2	2-3	(2)		維持管理業務を行う者	公用若しくは公益施設における集団調理施設における維持管理業務の実績とは具体的にどのような施設を指しているのでしょうか。集団調理施設の定義をお示し願います。	集団調理施設は、同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設とします。
89	11	2	2-3	(2)		各業務実施企業の参加資格要件	それぞれ複数の要件が記載されていますが、その全てを満たす必要がある、という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
90	11	2	2-3	(2)		参加資格要件	資格要件a.b.については、3項5)運営業務の ~ のどの業務を担当する企業に必要となる資格要件でしょうか？	給食調理業務については、a,b,c 給食配送・回収業務については、a,bの要件が必要です。
91	11	2	2-3	(2)	c	各業務実施企業の参加資格要件 運営業務を行うもの	給食調理業務を行うものについては、公用もしくは公益的施設における集団調理施設において1000食/日以上の調理業務の実績を有していることとの規定がありますが、公共施設への給食を1000食/日以上行っている、民間の集団調理施設における調理業務実績も含まれますでしょうか。	含まれません。
92	11	2	2-3	(2)	c	各業務実施企業の参加資格要件 運営業務を行うもの	給食調理業務を行うものについては、公用もしくは公益的施設における集団調理施設において1000食/日以上の調理業務の実績を有していることとの規定がありますが、公共施設への給食を1000食/日以上行っている、自社の集団調理施設での調理業務実績も含まれますでしょうか。	含まれません。
93	11	2	2-3	(3)		入札参加者及び協力企業の制限	指名停止企業名の情報開示はされていますか。	情報開示しています。
94	11			(3)		入札参加者及び協力企業の制限	入札参加企業又は代表企業以外の構成企業について、その資本面に関連ある企業が本誌に掲げている「本市又は埼玉県から指名停止を受けている者」又は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者」に該当してしまった場合、構成員(出資する者)として参加できますでしょうか？ 仮に構成員として参加出来ない場合、協力企業(出資しない者)として参加できますでしょうか？	一般的には参加可能と思われませんが、当該の指名停止等に至った事情等を踏まえた判断が求められる場合もありえますので、個々具体的場合に応じた対応になるものとお考えください。
95	11	2	2-3	(3)		入札参加者及び協力企業の制限	本事業に係る「学校給食施設更新に係る実施方針等検討業務」に関与した者については、本項の制限には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	平成16年6月16日公表の学校給食施設更新に係る実施方針等検討業務の受託者募集要領13(3)で、「本業務を受注した者(協力を受ける他の者及び資本・人事面等において関連を持つと認められる者を含む。)は、この契約の対象となる施設の更新整備事業が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」第6条に基づき特定事業として選定された場合にあっては、同法第7条に定める民間事業者の選定に応募又は参加しようとする応募企業、応募企業グループの一員又は協力会社となることはできません。」と明記しておりますので、これを遵守してください。
96	11	2	2-3	(3)		入札参加者及び協力企業の制限	公正取引委員会から排除措置等の命令を受けているものとの規定がありますが、排除措置等の命令とは、現行法の排除措置命令及び課徴金納付命令のことでしょうか。 また、どの時点でかかる命令を受けたものということでしょうか。	前段 :お見込みのとおりです。 後段 :入札から本契約締結までの期間となります。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 実施方針に関する質問

NO	頁	1	1-1	(1)	1)	項目等	質問内容	回答
97	11	2	2-3	(3)		入札参加者及び協力企業の制限	現行法で排除措置命令等を受けたが、審判手続き中等によりで審決に至っていない場合は、参加制限に該当しないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
98	11	2	2-3	(3)		入札参加者及び協力企業の制限	独占禁止法に基づき過去に排除勧告、排除措置命令もしくは課徴金納付命令を受け、既に処分済である場合は、参加制限に該当しないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
99	11	2	2-3	(3)		入札参加者及び協力企業の制限	既に狭山市もしくは埼玉県から指名停止措置を受け、指名停止期間が満了している事案で課徴金納付命令等を受け、同意審決に至った場合は、一事不再理の原則から参加資格に影響ないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
100	11	2	2-3	(3)		入札参加者及び協力企業の制限	代表企業以外の構成企業・協力企業であれば、参加資格確認後に、2(3) に該当した場合でも、当該チームは失格にはならず、2(3) に該当した構成企業・協力企業の変更の必要もないということでしょうか。	そのような事態が生じた場合には、変更して頂くことを想定しています。
101	12	2	2-3	(3)			入札説明会にて、「協力企業については、他グループとの重複を認める」旨の説明がりましたが、給食センター事業には、十分競争性を確保する企業数が存在し、他の案件でも競争性の確保が図られていると思われます。重複を認める貴市の意図をご教示頂けないでしょうか。	実施方針意見NO11をご参照ください。
102	12	2	2-3	(4)		特別目的会社の設立	・「・・・。SPCの株式については、本市の事前の書面による承諾がある場合、譲渡、担保等の設定その他の処分を行うことができる。」とあります。SPCの資金調達上、株式譲渡の難易は重要と思われるので、貴市の承諾の基準等基本的な考え方をお聞かせください。	株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分をする場合には、事業者からの申し出により個別に市が判断することになります。 基本的には、選定事業者の責務により本事業が実施されることを予定するものであり、株式譲渡等が行われることを前提とした対処方策について、あらかじめ検討してはいません。ただ、市がやむを得ないと判断した場合や市民サービスが向上すると判断した場合において、承諾することが想定されます。
103	12	2	2-3	(4)		特別目的会社（SPC）の設立等	代表企業及び構成企業のSPCへの出資につき条件等はあるのでしょうか（代表企業の出資比率、代表企業及び構成企業の合計の出資比率等）。	代表企業及び構成企業は、SPCへ出資するものとし、それらの合計で50%以上、さらに代表企業は、最大出資者とすることを予定しています。
104	12	2	2-3	(4)		特別目的会社（SPC）の設立等	SPCの本店所在地については特に制限を設けないとの理解でよろしいでしょうか。	狭山市内に置くことを要件に追加します。
105	12	2	2-3	(4)		特別目的会社（SPC）の設立等	SPCの資本金額、SPCに対する出資者及び出資比率については特に制限を設けないとの理解でよろしいでしょうか。	NO103をご参照ください。
106	12	2	2-3	(4)		SPCの設立	入札参加者以外の出資は可能でしょうか。	可能です。
107	12	2	2-3	(4)		SPCの設立	入札参加グループ内の各社がSPCに出資する形になりますが、出資のシェアに関して何らかの制約はありますか。	NO103をご参照ください。
108	12	2	2-3	(5)		参加資格要件確認基準日	参加資格確認後、構成企業または協力企業が参加資格要件を欠くこととなった場合に、そのことのみをもって当該グループを失格とする、あるいは当該グループとの事業契約を締結しないとの措置はとられないとの理解でよろしいでしょうか。	そのような事態が生じた場合には、変更して頂くことを想定しています。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 実施方針に関する質問

NO	頁	1	1-1	(1)	1)	項目等	質問内容	回答
109	12	2	2-3	(5)		参加資格要件確認基準日	代表企業を除く入札参加者(構成企業)及び協力企業が参加資格要件を欠く事となった場合の対応は特に定めがなく、事業者として別段対応の必要がないとの解釈でよろしいでしょうか。	そのような事態が生じた場合には、変更して頂くことを想定しています。
110	12	2	2-3	(5)		参加資格要件確認基準日	構成企業及び協力企業が指名停止などの措置を受けた場合は、即座に失格にならないという理解でよろしいでしょうか。	直ちに失格とはなりません、そのような事態が生じた場合には、変更して頂くことを想定しています。
111	12	2	2-3	(6)		入札参加者及び協力企業の変更	構成企業及び協力企業の変更は、事業契約締結の直前まで可能との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
112	12	2	2-3	(6)		入札参加者及び協力企業の変更	構成企業及び協力企業の変更が認められるのはいつ時点まででしょうか。	本契約締結まで可能です。
113	12	2	2-3	(6)		入札参加者及び協力企業の変更	構成企業及び協力企業の変更に際し、貴市が「資格・能力上支障がない」と判断する際の基準について、貴市のお考えをご教示頂けないでしょうか。	参加資格要件を満たし、提案された内容に従って事業を行うことができるものと判断できる場合です。
114	12	2	2-3	(6)		入札参加者及び協力企業の変更	構成企業及び協力企業を変更する場合、変更する企業の参加資格要件確認基準日は、変更申請を行う日との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
115	12	2	2-3	(6)		入札参加者及び協力企業の変更	当該規定には、構成企業又は協力企業の追加も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。また、追加された企業の参加資格要件確認基準日は、追加された日との理解でよろしいでしょうか。	追加は、含まれません。
116	12	2	2-3	(6)		入札参加者及び協力企業の変更	構成企業及び協力企業の変更は、貴市の資格・能力上の判断を経たうえで、入札参加者の意思によって自由に行なうことが可能との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
117	12	2	2-3	(6)		入札参加者及び協力企業の変更	参加資格要件の確認基準日以降の変更についての規定と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
118	12	2	2-3	(6)		入札参加者及び協力企業の変更	「資格・能力上支障がない」とは、2-3(2)各業務実施企業の参加資格要件の担当業務にかかる資格要件を充足しているという理解で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
119	16	4	4-2	(2)		施設機能	「・施設構成、規模、設計要件等の詳細については、要求水準書に提示する。」となっておりますが、要求水準書にも規模の記載がありません。いつ公表の予定ですか。	入札関連書類に公表の予定です。
120	17	4	4-2	(2)		調理員シャワー室	運営に支障がない場合、設置しないでよと考えるよろしいでしょうか。	設置するものとして計画してください。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 実施方針に関する質問

NO	頁	1	1-1	(1)	1)	項目等	質問内容	回答
121	18	6				事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	本事業は、2箇所の施設の整備、維持管理 運営をするものですが、いずれか一方の施設において事業の継続が困難となった場合、もう一方の施設の事業継続に問題がない場合でも、両施設ともに事業が終了することになるのでしょうか。	PF事業者に委ねた一体 不可分の事業であり、基本的には両施設とも、終了するものとお考えください。
122	18	6	6-3			事業の継続が困難になった場合の措置	当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市又は事業者は、事業契約を解約することができるものとする」とありますが、契約解除時の費用負担はどのようにお考えでしょうか。	入札関連書類に記載します。
123	19	8	8-1			議会の議決	平成19年第1回定例会はいつ頃開催される予定でしょうか。	H19/2/21～3/14までの会期で開催中です。
124	22					資料2 配食対象校と配食数	運営期間中である15年間の食数予測をご提示願います。	狭山市立第一学校給食センター更新事業基本計画(平成17年5月策定)」に記載がありますが、本施設の提供食数は、8,000食を目安とし、大幅に増加減少した場合には、既存第二学校給食センターの食数を調整する予定です。
125	25					資料5 リスク分担表 NO.10	「公的支援制度」とは具体的にどういった制度を想定されているのでしょうか？	民間事業者向けの低利 無利子融資(政策投資銀行融資)が想定されます。
126	25				15	住民対応リスク	事業者が実施する業務に起因するもの」のリスクは民間にて負担とありますが、業務そのものに対する反対運動には対応致しかねるかと思われま。係る記載は、本事業に対する住民の基本的合意を得た上で、事業者の業務に対する反対運動という理解でよろしいでしょうか。また、貴市が採用した提案内容に対する反対運動は、貴市がリスクを担って頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	前段：お見込みのとおりです。 後段：採用した提案内容」の範囲が不明確ですが、市が提案から明示的に推測できる範囲では市のリスク負担となる場合も想定されます。ただ、その他については、事業者が責任を持って実施して頂きたいと考えます。
127	25					資料5：リスク分担表	「住民対応リスク」について。現時点においては、本事業実施に関し、懸念すべき周辺住民等の反対運動等はない、との理解でよろしいでしょうか。	本事業についての反対運動は見受けられません。
128	25					資料5：リスク分担表	「税制リスク」について。消費税率の変更に係るリスクは、いずれの負担になるのでしょうか。	市の負担となります。
129	25					資料5 リスク分担表	税制リスクにおいて、消費税率が変更した場合、どちらの負担となりますか。	NO128参照
130	25					資料5：リスク分担表	「インフラ供給リスク」の「インフラ」とは、この場合具体的には何を指すのでしょうか。	ガス、電気、上水道、下水道等を指します。
131	25					資料5：リスク分担表	「金利変動リスク」について。一定周期での基準金利を見直すとのことですが、どの程度の期間を想定していらっしゃいますでしょうか。	10年間を想定しています。
132	25	資料5	19			金利変動リスク	基準金利が見直される「一定周期」とは、どのくらいを想定されていますでしょうか。	10年間を想定しています。
133	25	19				金利変動リスク	「一定周期での金利基準の見直しを予定」とありますが、想定されている周期を御教示下さい。	10年間を想定しています。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 実施方針に関する質問

NO	頁	1	1-1	(1)	1)	項目等	質問内容	回答
134	25					19 金利変動リスク	金利変動の見直し期間についてどれくらいの期間で行なわれるのか、ご教示願います。	10年間を想定しています。
135	25					資料5 リスク分担表 NO.19	基準金利の見直し周期は現状でどの程度の期間を想定されていますか。	10年間を想定しています。
136	25					資料5:リスク分担表	「物価変動リスク」について。維持管理・運営期間における急激な物価変動…」における「急激な」を判断する目安・基準についてご教示願います。	入札関連書類において記載します。
137	25	資料5	22			物価変動リスク	運用開始までの物価変動に伴う事業者の費用の増加は事業者リスクとされていることからの解釈で、運用開始までの物価変動に伴う事業者の費用の減少により生じる利益は事業者が享受できるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
138	25					22 物価変動リスク	入札から着工まで1年近くあり、近年の資材価格の高騰を考えると、運用開始までの物価変動に伴う事業者の費用増加リスクをすべて貴市にも従分担して頂くわけにはいかないでしょうか。	物価変動を見込んだ上でご提案をお願いします。
139	25	資料5	23			物価変動リスク	本項でいう「急激な」とは基準をどのような指標に設け、どの程度の変動率を想定されていますでしょうか。	入札関連書類において記載します。
140	25	23				物価変動リスク	「急激な物価変動に伴う事業者の費用の増減」とありますが、どの程度の物価変動を「急激」とお考えでしょうか。想定されている基準がありましたら御教示下さい。	入札関連書類において記載します。
141	25	資料5	24			物価変動リスク	本項で想定している「上記以外のもの」は具体的にどのようなものを想定されていますでしょうか。	維持管理・運営期間中の一定の変動幅の範囲内は、民間事業者の分担とすることを想定しています。詳細は、入札関連書類に記載します。
142	25	資料5	28			不可抗力リスク	民間負担の「」の内容はどの程度のものを想定されていますでしょうか。	入札関連書類に記載します。
143	25					28 リスク分担	で表示されている、従分担の内容については別途、詳細説明があると考えてよろしいですか。(Q8不可効力、52施設損害、53 54 55給食数増減)	お見込みのとおりです。
144	25					資料5リスク分担表	物価変動リスクにつき、急激な物価の変動の定義は入札説明書等で明確になると考えてよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
145	25					資料5リスク分担表	不可抗力リスクにつき、従負担の範囲は入札説明書等で明確になると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
146	25 ~ 27					リスク分担表	従分担を表す「」について、各々の具体的な負担の基準があれば御教示下さい。	契約書(案)で、基本的な考えを提示します。
147	26					資料5:リスク分担表	「資金調達リスク」について。契約段階での資金供給コミットの取付不能」となっていますが、これは事業契約締結段階において金融機関から融資実行に関する正式な承認が必要との主旨でしょうか。	必要ありません。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 実施方針に関する質問

NO	頁	1	1-1	(1)	1)	項目等	質問内容	回答
148	26					資料5 リスク分担表 NO.32	契約段階とは事業契約を指しているのでしょうか。併せて資金供給コミットの取付とは、具体的にどういった書面等を取り付けることを想定されているのでしょうか。事業契約段階であれば必ずしもSPCが金融機関と融資契約を行う段階では無いと思いますので、リスクの内容について詳細を教えてください。	NO147をご参照ください。
149	26					資料5:リスク分担表	契約締結リスクについて。事業者帰責によらず議会の否決により事業契約が締結できなかった場合、「市事由による締結不能」に該当するとの理解でよろしいのでしょうか。	市議会が否決した場合には、事由の如何にかかわらず、市が責任を負うものではありません。
150	26	資料5	33			契約締結リスク	事業者に落ち度がないにもかかわらず事業契約締結に係る議会承認が得られない場合のリスクは本項に該当するとの解釈でよろしいのでしょうか。	NO149をご参照ください。
151	26				33	契約締結リスク	市事由による契約締結の遅延、締結不能のリスクには、議会不承認による契約締結不能を含むのとの理解でよろしいのでしょうか。	NO149をご参照ください。
152	27				61	リスク分担	配送及び配膳遅延リスクにおいて、例えば、大規模な災害等、市でも事業者でもない、第三者起因による場合のリスク負担についてのお考えをご説明願います。	不可抗力扱いとなります。詳細については、入札関連書類に記載します。
153	27					資料5:リスク分担表	施設損害リスクについて。「上記以外の第三者の事由による施設の損害」で、民間事業者が「従分担」となっていますが、どの程度のリスク負担をお求めになるつもりか、考え方をお聞かせください。	入札関連書類に記載します。
154	27					資料5:リスク分担表	給食数増減リスクについて。民間リスク負担の「」は、具体的にどのような内容の負担を想定しておられるのでしょうか。	入札関連書類に記載します。
155	27	資料5				リスク分担表	本表で事業者に付された「」の「従分担」とは、「場合により負担を免れることがあり、または負担する際にも負担割合が主分担（）より少ない」との解釈でよろしいのでしょうか。この解釈が正である場合、その負担割合として貴市が想定している水準をご教示ください。	前段:お見込みのとおりです。 後段:入札関連書類に記載します。
156	27				51	施設損害リスク	教職員・児童・生徒による施設の損害は、市の事由に含まれると考えてよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
157	27	資料5	52			施設損害リスク	「上記以外」とは事業者と市のどちらの事由にもよらないものを指していると思われませんが、具体的にはどのような事象を想定されていますでしょうか。また、民間負担とされている「」はどの程度のものを想定されていますでしょうか。	入札関連書類に記載します。
158	27	資料5	53			給食数増減リスク(需要変動リスク)	貴市の要請により給食数が増加した場合の費用負担は貴市が負うことが適当かと考えます。貴市の要請に応じて行う業務であることを勘案いただき、本項については全額貴市負担とすることをご検討いただけないでしょうか。	民間事業者の運営に大きく影響を与えない範囲で、ご負担願うことを想定しています。
159	27					資料5:リスク分担表	給食数増減リスクについて。給食数の増減は事業者のコントロールの及ぶところではなく、当該増減に係るリスクは市が負担すべきリスクと想料いたします。事業者にリスク負担の一部を移転する理由につきご説明願います。	NO158をご参照ください。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 実施方針に関する質問

NO	頁	1	1-1	(1)	1)	項目等	質問内容	回答
160	27					資料5 リスク分担表 NO.53～55	給食数増減リスクにおいて、民間は従負担者となっていますが、どういった従負担をお求めになるのでしょうか？	入札関連書類に記載します。
161	27	資料5	54			給食数増減リスク(需要変動リスク)	配送対象となる学校の廃校または新設による児童・生徒数の増加に伴う給食数の増減については、貴市の政策によるものであるため、貴市のリスク負担とさせていただけないでしょうか。 また、学校を新設する際の第1・第2センターの配分は、本施設の調理規模を考慮していただけたらとの理解でよろしいでしょうか。	前段 NO158をご参照ください。 後段 NO124をご参照ください。
162	27	資料5	55			給食数増減リスク(需要変動リスク)	民間負担とされている「 」はどの程度のものを想定されていますでしょうか。	入札関連書類に記載します。
163	28				53 54 55	給食数増減リスク	民間側が従負担となっていますが、負担割合の基準をお示し下さい。	入札関連書類に記載します。
164							別紙添付の工事資格にて、公共工事及び、学校給食室建設で、参加資格が、取れますか。	現時点では、個別の判断についての回答は、保留させていただきます。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 実施方針に関する意見

NO	頁	1	1-1	(1)	1)	項目等	意見内容	回答
1	3	1	1-1	(6)	2)	建設・工事監理業務	近隣対応業務については、貴市のご協力が不可欠であると考えますので、3ページの「貴市が実施する業務」の中に事業者が行う近隣対応に対して協力する旨記載することをご検討頂きたく存じます。	本事業の推進に向けた諸対応は、市が行うものですが、事業者が受け持つこととした業務にあっては、事業者の責任において実施するものと考えます。詳細は、契約書(案)に記載します。
2	3	1	1-1	6	5	運営に関して市が行う業務	の配送構内での配膳業務を市が行うこととなっていますが、強化磁器食器に変更する事により勤務時間や業務内容に影響があることも予想されるため、事業の範囲に含むことが適当と考えます。	ご主旨は理解しますが、既定の事項としてご認識ください。
3	4	1	1-1	(7)		事業者の収入	変動料金のうち、提供食数に応じて変動する調理人件費については、見直しを短期に行なうことは困難ですので、十分な期間を定め、事業者と協議を行った上で行われるよう ご検討をお願い致します。	ご意見として承ります。
4	8	2	2-2	(1)		スケジュール	10月初旬に落札者が決定し、11月初旬に仮契約を行うスケジュールとなっていますが、SPCの設立から仮契約の作業までを1ヶ月の短期間で行うことは現実的ではありません。落札者決定時期を早めるなどの方法で適切なSPC設立期間及び契約期間を確保していただけますようご検討をお願いします。	ご意見として承ります。
5	8	2	2-2	(2)		現地説明会	給食センターの建設地である柏原小学校及び入間川中学校、並びに配送先の配膳室等の現地説明会を開いていただきたい。	入札説明書公表後に開催予定です。
6	11	2	2-3	(2)		各業務実施企業の参加資格要件	設計業務、工事監理業務及び建設業務の参加資格要件において、公共施設の実績が求められていますが、公共施設の実績の有無は、PF事業の民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備という目的に必ずしも合致せず、また参加者の範囲を狭めることにもつながると思われま。同種同規模の実績等に変更することをご検討ください。	本事業は、建物竣工後、直ちに市の所有とするBTO事業のため、公共施設建設の実績は必要不可欠と考えます。
7	11	2	2-3	(2)		実績	維持管理業務を行うにあたって、厨房機器に関する維持管理業務を担当する企業(厨房メーカー)とその他の維持管理業務(建築・建築設備の保守管理、外構等維持管理、清掃、警備保安等)を行う企業の2社を構成員や協力企業として起用するケースが想定されます。この場合、後者に関しても b.の実績要件が適用されますと、調理施設を専門分野としていない業種柄、参加企業がかなり限定されることが予想されます。より事業者が参加しやすい事業とするためにも、当該実績要件に関しては、厨房機器の維持管理業務を行う者に関する要件とするか、実績要件自体の緩和をお願いします。	厨房機器の維持管理の実績と学校給食施設又は公用若しくは公益的施設における集団調理施設における建物の維持管理の実績は、必要不可欠と考えます。
8	11	2	2-3	(3)		入札参加者及び協力企業の制限	「次のいずれかに該当する者は、入札参加者及び協力企業となることはできない。 本市又は埼玉県から指名停止措置を受けている者。」とありますが、昨今の建設会社の指名停止措置状況や新聞報道を見ておりますと、施工能力が高く、資金力の豊富な大手建設会社とコンソーシアムを組みたいにも係らず、失格状況が懸念され一緒に参加することが困難に思われます。交代を考慮して頂いておりますが、提案書提出期限の直前ではそれも難しいと思われま。建設担当企業は協力会社とし、資格要件は問わないといった条件等の考慮はして頂けないでしょうか。ご考慮をお願い致します。	協力会社として企業名が顕現されますので、市の指名停止業者であることは、問題があるものと考えます。
9	12	2	2-4	(1)		提案書類の取扱い	貴市が提案書の全部または一部を用いて公表等を行う際には、当該入札参加者と用いる範囲について事前に協議を行い、認められる範囲内で用いる旨記載いただくことをご検討ください。	ご意見として承ります。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 実施方針に関する意見

NO	頁	1	1-1	(1)	1)	項目等	意見内容	回答
10	12	2	2-3	(3)		入札参加者及び協力企業の制限	協力企業その他グループとの重複参加は、場合によっては自由な競争環境を阻害する恐れもあることから、必要最小限度の業務範囲にとどめていただくようお願いいたします。	ご指摘のとおり、重複参加を認める場合においても、極めて限定的なものとする予定です。
11	12	2	2-4	(3)		入札参加者及び協力企業の制限	平成19年2月2日に行われた実施方針等に関する説明会において、協力企業については他の入札参加者への重複参加を認める方向にてご検討されているとのご説明をいただいておりますが、事業者がグループ構成を決定するに際し重要な前提条件となるものですので、本件実施方針等に関する質問・意見への回答と同時に修正の旨公表いただく等、できるだけ早い時期に条件を確定いただきたく存じます。	現段階で、協力企業について、重複参加を認めていません。今後、重複参加を認める場合は、極めて限定的なものとする予定です
12	12	2	2-4	(1)		提案書類の取扱い	本事業において公表等が必要と認められるとき、本市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。」とありますが、入札参加者の独自のノウハウについては保護される旨、ご検討をお願い致します。また、公表に当たっては、事業者と協議の上行われるようご検討をお願い致します。	ご意見として承ります。
13	25					資料5 :リスク分担表	「物価変動リスク」について。維持管理・運営期間における急激な物価変動（インフレ・デフレ）に伴う事業者の費用の増減」は市の負担とされていますが、たとえば持続的なインフレ基調が続く場合、単年度比較では「急激な変動」ではなくとも、中長期的には事業者の収支を悪化させる要因となり得ると考えられます。「急激な」の判断基準にもよりますが、できる限り柔軟な物価変動へのご対応をご検討いただければと存じます。	ご意見として承ります。
14	25					資料5 :リスク分担表	「住民対応リスク」について。本施設、とりわけ柏原給食センターについては、周辺が住宅地の中に整備されるということもあり、貴市としても周辺住民の方々への説明を十二分に尽くされ、ご理解をいただいていたものと理解しております。ただ、PF事業の場合、施設の具体的なイメージや運営主体が事業者決定の後にならないと明確とならないこともあり、過去のPF事業の中には、事業者が決定し契約が締結された後に、周辺住民の方から事業の根幹に関わるご意見・要望等が示され、事業の円滑な遂行に支障をきたすといったケースも見られたようです。そうしたことにならないよう引き続き周辺住民のご理解を得られるよう、事業者決定の後も、事業期間全般にわたり、事業者に対する貴市の広範なご支援・ご協力をお願いいたしたく存じます。	ご意見として承ります。
15	26					資料5 リスク分担表	もし建設一次支払金の支払額に変動が考えられるのであれば、NO.32の資金調達リスクかNO.48のPFI支払リスクの項目に、行政側のリスク負担に関しても追加をお願いします。	建設一時金については、契約書(案)等に明記する予定で、基本的にはその額の変更は考えていません。 なお、ご指摘のような事象が発生した場合は、個別協議を行い合理的な範囲での市費負担が発生することも想定されます。したがって、このような趣旨を契約書(案)に明記する予定です。
16	27	資料5	53			給食数増減リスク(需要変動リスク)	貴市の要請により給食数が増加した場合のリスクは貴市が負うことが適切かと考えます。貴市の要請に応じて行う業務であることを勘案いただき、本項については全額貴市負担とすることをご検討ください。	基本的には、市が負担する項目ですが、事業者の許容しうる範囲においては、許容して頂くことを想定しています。
17	27					資料5 リスク分担表 NO.63	交通事情悪化にも、道路工事等の一時的なものから、大規模集客施設の近隣進出等の長期的なものまで様々であり、いずれも民間事業者にはコントロール不可のものと思慮します。民間事業者に配送ルートや配送順序の変更についての裁量を与えていただければ幸いです。加えて長期的な交通事情により当初の燃料費や車両台数での配送が困難となる場合は、サービス購入料の改定も含め柔軟に対応していただきたく存じます。	配送ルートや配送順序の変更は、学校側及び新給食センター近隣において問題が生じない範囲において、事業者の裁量に委ねる事項です。燃料費については、物価変動を考慮する事項となりますが、台数の増加により契約を変更することは、入札条件の変更と捉えられる可能性があります。ご提案に際しては、慎重な検討をお願いします。

狭山市立第一学校給食センター更新事業 実施方針に関する意見

NO	頁	1	1-1	(1)	1)	項目等	意見内容	回答
18	27					運搬費用増大リスク	物価、計画変更等以外の要因による運搬費用増大リスクの具体例として、「交通事情悪化による運送費増加など」を挙げられており、事業者がリスクを負担するとされておりますが、「交通事情悪化」の責を全て事業者が負うのは酷であると考えます。	通常想定される交通事情の悪化は、事業者負担としますが、その他の事情にあっては、協議することを想定しています。
19							事業者が落札後、事業契約締結の間に事業契約締結に至らなかった場合の違約金規定については、過度な違約金規定により応募者が不在となる事業が散見されます。競争性確保の観点から十分慎重に検討されることを希望します。	ご意見として承ります。

別紙 1

項目	入札参加者		協力企業
	入札参加グループ		
	代表企業	構成企業	
出資	行う	行う	行う必要はない。 (出資可)
他の入札参加者の構成企業又は協力企業になる	不可	不可	運營業務のうち給食配送・回収業務を行う協力企業以外は不可
SPCからの発注	可	可	可